

## 八雲町まちづくり応援大使設置要綱

(目的)

第1条 八雲町（以下「町」という。）の持続可能なまちづくりを推進するため、八雲町まちづくり応援大使（以下「大使」という。）を設置する。

(委嘱)

第2条 大使は、個人又は団体で次のいずれかに該当する者のうちから本人の同意を得て町長が委嘱する。

- (1) 町の魅力及び情報を広く町内外に発信する機会を有する者
- (2) 教育、文化、芸術、スポーツ、産業又は歴史等の分野で活躍している者
- (3) その他町長が必要と認める者

(任期)

第3条 大使の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(解嘱)

第4条 町長は、大使が次の各号のいずれかに該当する場合は、大使を解嘱することができる。

- (1) 大使から辞任の申し出があったとき
- (2) 大使としてふさわしくない行為があったとき

(任務)

第5条 大使の任務内容は、次のとおりとする。

- (1) 町の魅力を広く発信すること
- (2) 町の要請に基づき各種事業への協力及び支援を行うこと
- (3) 町の施策に対する助言や提言を行うこと

(報酬等)

第6条 大使には報酬を支給しない。

2 大使が町長の要請により前条第2号に規定する任務のため旅行したときは、旅費を支給することができる。

3 町長は、大使の任務に資するため、次に掲げる物を提供することができる。

- (1) 町広報紙
- (2) 観光パンフレット等の行政資料
- (3) 町の特産品

(庶務)

第7条 大使に関する庶務は、政策推進課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱の運用にあたり必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は令和2年9月1日から施行する。